

日南町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和 8 年 4 月

日南町教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨、現状	1
2. 計画の期間	2
3. 目標	2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	3
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	5

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

平成31年1月に文部科学省が策定した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が、令和元年12月の給特法改正に伴い、法的根拠のある指針に格上げされました。さらに、令和7年6月には、給特法等改正法が成立し、各教育委員会において「業務量管理・健康確保措置実施計画」（以下「計画」という。）の策定が必要となったため、日南町教育委員会において、令和2年3月に策定した「日南町立学校教職員の勤務時間の上限に関する方針」を踏まえ、講ずべき措置を追加した計画を策定し、町立学校における「働き方改革」のさらなる実現にむけた取組を推進します。

(2) 日南町の現状

本町では、学校の教育職員の在校等時間の上限を定める方針として、令和2年3月に「日南町立学校教育職員の勤務時間の上限に関する方針」を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできました。

こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は次のとおりでした。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る 割合	月80時間を上回る割 合	年360時間を上回る 割合
小学校	月24.6時間	12.5%	0.0%	1.4%
中学校	月15.9時間	2.0%	0.0%	0.6%

時間外在校等時間が45時間以上を超える割合が小学校では、12.5%、中学校

では2%であるが、月80時間以上は両校ともに0%となっています。年360時間以上は小学校1.4%、中学校0.6%となっています。授業の準備に加え、各種報告書の作成や校務分掌による業務等により、日常的に業務負担が大きくなっているため、教育の質向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要です。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき、本計画を策定するものです。

2. 計画の期間

令和8年度～令和11年度まで（4年間）

※ただし、令和8年度においては、試行運用とし、学校への意見聴取を行い本計画に反映する期間とします。

3. 目標

本計画において達成を目指す目標は次のとおりです。

(1)時間外在校等時間に関する目標

ア 1か月の時間外在校等時間（部活動含む）が45時間以下の割合を100%にします。

イ 1年間における1か月の時間外在校等時間の平均時間を20時間程度にします。

(2)ワークライフバランスや働きがい等に関する目標

ア 年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にします。

【R6結果 小14.3日、中14.8日】

イ 鳥取県保健事業団のストレスチェックにおける総合健康リスクの値を70以下とします。

【R6結果 72】

※120を超えていると、仕事でのストレスによる健康リスクが通常より20%増加すると推定されています。

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1)「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進します。
- ・保護者や地域住民による通学路の見守り活動を推進します。

②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・放課後から夜間の見守りについては、保護者や地域住民が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見守りは原則行わないこととします。
- ・補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有します。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

③調査・統計等への回答

- ・調査内容、回答方法等を精査し、学校の事務負担を軽減します。

④部活動

- ・「日南町部活動地域展開推進計画」に沿って、部活動の地域展開・地域連携を推進します。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

⑤授業準備、学習評価や成績処理

- ・授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員を配置します。
- ・ICTツールの発展的な活用を図るため、ICT支援員を配置し、教育職員の事務負担を軽減します。

⑥支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・スクールカウンセラー等の専門的な知見を活用しつつ、要保護児童対策地域協議会をはじめとする児童福祉関係機関と連携・協働を図り、適切な役割分担のもと、支援できる体制づくりをより一層推進します。

(2) 学校における措置の推進

- ア 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定します。特に標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1,086単位時間以上）編成されている場合は、指導体制に見合うものとなるよう見直します。
- イ 当初のねらいが形骸化し、十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定等、日

課表の工夫を行います。

- ウ 小学校でチーム担任制を導入し、業務分担や相談を行いやすい体制を整えます。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- ア 1か月の時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員には、医師による面接指導を実施します。
- イ 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組みます。
- ウ 心身の健康問題についての相談窓口を設置します。
- エ ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等を学校長と共有し、職場環境の改善を図ります。
- オ 年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進します。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 取組の着実な実行を図るため、各学校の教育職員の在校等時間の状況を定期的に把握し、毎年度、本町のHPで公表するとともに、教育委員会定例会及び総合教育会議において報告することとします。
- (2) 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保について、関係部局・関係機関とともに取り組みます。
- (3) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、県で導入している

勤怠管理システム等で把握し、その他の目標については、本町で導入しているストレスチェックの分析結果から把握します。

- (4) 教育委員会において、各学校の取組状況を確認するとともに、本計画の内容と照合し、課題が露見される場合には、衛生委員会を開催し、当該学校に聞き取り及び指導等を実施します。特に、時間外在校等時間が長時間・長期間となっている教育職員が従事する学校や、授業準備等の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施します。

- (5) 各学校における働き方改革の取組の推進にむけて、様々な機会を捉え、各学校へ本計画の周知を図るとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化します。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施します。

- (6) 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各まちづくり協議会等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を図るとともに、具体の項目について協力を得られるように取り組みます。